

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### 【地域の人口構造】

新潟県のほぼ中央に位置し、市内には信濃川水系の刈谷田川が流れ、長岡市と三条市に隣接する自然に恵まれた比較的平坦な都市である。昭和の大合併により6つの町村が合併して誕生した市であり、刈谷田川の舟運で栄えた見附地区と今町地区を中心に複眼都市として発展してきた。

面積は7,791ヘクタールで、平成の合併には参加しておらず、新潟県内で一番コンパクトな市である。都市計画区域が60km<sup>2</sup>、都市計画区域外が17km<sup>2</sup>となっており、人口約4.1万人のうち、市街化区域の人口は約3.1万人で全市の約76%を占めているが、残りの約24%の約1万人は市街化調整区域又は都市計画区域外に点在する集落地域に住んでいる。

##### 【産業構造及び中小企業者の実態等】

本市の産業は繊維産業を基幹産業に発展してきた。染色、織物、ニットなどの総合繊維産地として全国的にも知られている。繊維産業は外注先を多く抱える等裾野の広い産業であり、外注工賃などの経済循環によって地域経済を回す原動力となっていた。しかし、中心となるニット産業においては、平成10年頃より海外製品(特に中国製品)の流入過多により売上額が減少する中、市内ニットメーカーは海外製品との差別化を図るため、技術力・品質力を高め、アパレルから高級ブランドを中心に、直接OEM生産の受注を請負う生産方式へと切り替え対応してきた。

しかし、バブル崩壊後の国内の需要低迷及び円高の進行により、ニット製品の国内生産の割合は現在3%にまで減少し、見附産地においても同様に苦戦を強いられている。平成2年の最盛期に300億円あった生産額が1/6の50億円まで減少するなど、非常に厳しい状況であるが、一方で、良質な日本製品のニーズは高まっており、2010年、市内のニットメーカー6社による産地ブランド「MITSUKE KNIT」が立ち上がり、ブランドの周知に努め、その効果も表れはじめている。

このような中、近年では、新潟県の中心に位置しているという立地条件や交通の優位性から企業進出が進んでいる。特に平成11年4月に面積約86.2haの新潟県中部産業団地の分譲が開始されると見附市独自の優遇策として「見附市企業設置奨励条例」を制定。一定規模以上の投資等を行う企業に対する助成金や税での優遇策を設け、企業誘致を進めた結果、平成29年6月に分譲が完了した。これらの成果として、製造業では昭和40年代後半には約9割を占めていた繊維のみに依存する産業構造から、多様な業種の共存によるバランスのとれた産業構造へと移行している。平成26年の

工業統計調査（従業者4人以上）によると、事業所数は128事業所、従業者数は4,563人、製造品出荷額等は962億円となっている。なお、製造品出荷額等からみた主要産業の構成比は高い順（秘匿された産業は除く）から生産用機械器具製造業20.8%（16事業所）、プラスチック製品製造業19.4%（12事業所）、食料品製造業11.9%（15事業所）、繊維工業品製造業11.3%（42事業所）、金属製品製造業10.6%（9事業所）、となっている。事業所数は平成16年の182から128に大きく減少。これは主に繊維産業関連事業者の廃業による影響が大きい。

平成26年度の総事業所数は1,946（H26経済センサス基礎調査（公務を除く））で、平成24年度の1,939（H24経済センサス活動調査）からわずかに増加している。教育・学習支援業、医療・福祉業が増加し、建設業、製造業、卸売・小売業で減少している。従業員数は15,315人から15,747人と増加しており、教育・学習支援業、医療・福祉業が増加しているが、運輸・郵便業、建設業、製造業などでは減少傾向にある。

市内事業所のほぼ全てが中小企業者で、そのうち従業員数が4人以下の事業所が約74%を占めている。平成30年1月時点における市内の有効求人倍率は1.66倍であり、全国的な人手不足の中、高止まりしている。さらに、高齢化、後継者不足が深刻な問題ともなっている。後継者不在等により将来的な閉店を視野に事業規模を縮小する事業者も見られ、地域経済を維持するため、事業承継も課題となっている。

このような背景の中、企業に対して、労働者の確保を図りながら、必要な設備投資を支援し、生産性の向上を図ることで、持続可能な地域経済の発展を図る必要がある。

## （2）目標

本計画を策定し、周知をすすめることで中小企業者の先端設備導入をすすめ、地域経済を活性化させる。

平成30年度から5年間で中小企業者が策定する「先端設備等導入計画」を1年あたり10件、5年間で合計50件を認定する。

## （3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

当市の産業は、「1（1）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等」のとおり、多様な産業が展開されているため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備の全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

当市の面積は7,791ヘクタール。新潟県内で一番コンパクトな市で、市内全域で様々な業種の中小企業者が経済活動を行っているため、市全体の生産性向上を必現する観点から、当市の全域を対象地域とする。

#### (2) 対象業種・事業

当市の産業は、「1(1)地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等」のとおりに、多様な産業が展開されている。

従って、本計画において対象とする業種は全業種とする。また、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から5年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

本計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①市は人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入促進計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。また、公序良俗に反する取り組みや、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備導入促進計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

②次のいずれかに該当するものは先端設備等導入計画認定の対象としない。

ア. 市税等の滞納のある者。

イ. 公害の発生するおそれのある取組み。

ウ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団に関係する者であると認められるもの。

エ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項及び第5項に規定するものであると認められるもの。

オ. その他公序良俗に反する取組みであると認められるもの。

③市等は先端設備等導入促進計画を認定した者の進捗状況についての調査を実施する場合がある。